

淀川水系流域委員会殿

河川管理者に下のとおり質問しました。

近畿地方整備局殿

2008. 6. 2

佐川克弘

H6 京都府営水道（天ヶ瀬ダム）取水実績に関する質問

首記の件については第71回委員会審議参考資料1-2【質問番号1489】で回答していただいておりますが、その内容を下記により具体的に説明してください。

記

- Q1. 8/22～9/28において、京都府営水道に対して許可した水利権量と暫定豊水水利権量は？
- Q2. 上と同じ期間、許可した水利権量が25,900m³/日（0.3m³/s）で、それ以上の取水は暫定豊水水利権として許可していたとすれば、そのときの基準渇水流量は？
- Q3. 上と同じ期間、基準点の流量は基準渇水流量を超えていましたか？超えていた場合はQ4.の回答は無用です。
- Q4. 上と同じ期間、基準点の流量が基準渇水流量以下（途中から以下となった場合も含む）であったとしたら、暫定豊水水利権による取水は認められないはずですが、許可していた水利権が25,900m³/日だったとすれば、それを超える取水を許した法的根拠を説明してください。

以上